

※必要に応じて、景観まちづくり審議会へ諮問する為、緩和の是非に時間を要する場合がありますので、事前協議よりも早い段階で申請することをお勧めします。
※緩和申請は必ずしも認められるものではありません。

記入例

様式第3号（第4条関係）

建築物等の高さ制限緩和申請書

平成30年 4月 1日

豊見城市長 殿

申請者 住所 **豊見城市字翁長854番地1**
氏名 **豊見城 太郎** 印
連絡先 **098-△△△-□□□□**
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

豊見城市景観まちづくり条例第12条第2項の規定により、次のとおり申請します。

行為の場所	豊見城市 字与根〇〇番地〇〇	
他法令による地区指定等の状況	用途地域	市街化調整区域
	建ぺい率（ 60% ）容積率（ 200% ）	
	その他	具体的に記入（ ）
建築物等の主要用途	病院・老人ホーム	
建築基準法に基づく建築物等の高さ		15m
屋上に設置する建築設備の高さ		2m
緩和の目的	緩和が必要な理由を具体的に記入 老朽化に伴い建替を予定しているが、狭小敷地のため既存同等の機能を確保するには、申請内容の高さが必要となる。	
申請内容の照会先	住所	豊見城市字翁長〇〇〇番地〇〇
	事業所名	(株)景観まちづくり
	連絡先	098-□□□-△△△△ （担当者 景観 太郎 ）
豊見城市記入欄		

コメント [21]: (緩和申請の基準)

届出対象は塔屋等を含む高さで判断しますが、景観形成基準の建築物等の高さ制限は建築基準法の高さとなります。

従って、塔屋等を含め建築物の高さが10m又は12mを超える場合でも、建築基準法の高さが10m未満の場合は緩和申請の手続きは不要となります。

※不要例：建築物9m+塔屋2m=11m

- 備考 1 他法令による地区指定等の状況のその他欄には、用途地域以外で他の法令に基づき指定された地域・地区がある場合は、その名称を記入してください。（例：地区計画など）
- 2 申請内容の照会先欄には、申請者以外の者で照会に応答し得る者がいる場合にのみ、記入してください。（例：申請者の代理人、行為の直接の担当者等）
- 3 豊見城市記入欄には、記入しないでください。
- 4 この申請書には、別表第1に掲げる図書を添付してください。